

顧問先様限定

改正法施行！

ハラスメント対応ポイントセミナー

明日の元気は、エールがつくる。

社会保険
労務士法人



顧問先企業様からのご相談がとて増えているハラスメントの問題。

中小企業においてひと度起きると難しい問題に発展します。

令和元年6月、労働施策総合推進法が改正、公布され、いよいよ中小企業においても来年（2022年）4月から職場におけるハラスメント防止対策が義務化されます。当セミナーでは、「法改正に対して企業がやるべきこと」に加え、「何がハラスメントなのか」、「指導とパワハラ境界線はどのような点にあるか」など、よくある疑問を取り上げ、最近の動向や裁判例及びケーススタディを交えて、企業としての具体的な対応のポイントについて、ご説明させていただきます。

【このような方におすすめです】

- 法改正の内容を確認したい
- そもそもハラスメントって？
- 起こりやすいハラスメント問題ってどんなケース？
- トラブルが起こった場合の対応方法を知りたい
- 会社としてのリスクはどの程度？
- 未然に防ぐ方法はありますか？
- 会社として何をしておけばよいのでしょうか？

日時 2021年8月26日(木) 16:00~17:30

講師 社会保険労務士法人エール 特定社会保険労務士 滝瀬 仁志

配信 オンラインセミナー(ZOOM)

※お申込みいただいたメールアドレスに、事前に資料とURLをご案内します。

参加費 顧問先企業様 無料



Web申込の場合は右のQRコードより
お申込み下さい。



FAXの場合はこのままお流しください FAX:045-549-1072

フリガナ 貴社名			
所在地			
TEL		Email	
部署/役職		フリガナ ご参加者名	

お問合せ先 社会保険労務士法人エール 担当：遊佐／天方

TEL:045-549-1071/FAX:045-549-1072

■個人情報の取扱いについて

当社は収集いたしました個人情報を①セミナー運営のため②お問い合わせのあった事案に対する回答のため③お問い合わせの内容に資料等の送付が必要な場合の郵送のために使用いたします。収集した個人情報について、本人の同意なく第三者に開示又は提供することはいたしません。弊社の個人情報保護に関する基本方針につきましては、弊社ホームページに詳細を掲載しておりますので、ご確認ください。

明日の元気は、エールがつくる。

社会保険
労務士法人

YELL

